

令和5年9月19日

保護者様

練馬区立田柄中学校
校長 小室 賢一

令和5年度 東京都児童・生徒表彰候補者の推薦について

保護者様には、ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、東京都教育委員会より、他の範となる顕著な姿や努力が認められる児童・生徒等の表彰への推薦を求められました。つきましては、下記を参照のうえ、お子様が表彰の基準に該当していたら、推薦申込連絡票をお渡ししますので担任までご連絡ください。その後、必要事項を記入し、活動の成果等が確認できる書類と合わせて10月2日（月）までにご提出ください。

なお、提出していただいても東京都教育委員会での審査の結果、表彰基準に該当しない場合は表彰されませんので、ご了承ください。

ご質問等がありましたら、本校副校長までお問い合わせください。

記

1 表彰の対象

東京都教育委員会の所管に属する学校に在籍する児童・生徒

2 表彰の基準

「東京都教育委員会児童・生徒表彰実施要綱」「東京都教育委員会児童・生徒表彰実施細目」

東京都教育委員会児童・生徒等表彰実施要綱／実施細目（一部抜粋）

1 表彰基準

次のいずれかに該当すると東京都教育委員会教育長が認める児童・生徒等の個人及び団体について行う。ただし、教育課程に位置付けられ、参加を義務付けられている活動を除く。

- (1) 地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者
- (2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者
- (3) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者

2 表彰基準細目

- (1) 「継続的に」とは、原則として年6回以上かつ2年以上とする。
- (2) 「範となる者」「良い影響を与えたもの」とは、校長が東京都教育委員会の目標に照らし合わせ、真に推薦に値すると判断した者とする。
- (3) 「自ら学び考えた行動」とは、児童・生徒等の自主的かつ自発的な意思に基づく活動とする。
- (4) 「社会のために貢献しようとした者」とは、人命救助および事故防止につながる行為を行った者とする。

※ スポーツ・文化活動における成果のみで表彰されることはありません。

